

令和3年度 第2回 尾鷲市都市計画審議会

議 事 録

開催日時：令和3年11月25日（木） 11：00～

場 所：尾鷲市立中央公民館 3階 講堂

議 事：1 あいさつ
2 議事
（1）尾鷲市都市公園の整備について
3 その他

出席委員：五十石会長、野田副会長、松本委員、土井委員、東地委員、植松委員、三鬼委員、南委員、内山委員、西田委員、塩津委員

欠席委員：高村委員、疇地委員、東委員、山下委員

事務局：建設課 内山課長、港湾・土木・都市計画係 岡田係長、村嶋、垣内、伊藤
政策調整課 三鬼課長

※事務局より、開会に先立ち、審議会運営要綱第7条に基づき、傍聴者の入室の可否について委員の皆様にお認めいただく（略）

※傍聴者：7名

1 あいさつ

※市長あいさつ（略）、あいさつ後、公務のため市長退席

※資料の確認（略）

2 議事

※事務局より、議長（会長）に出席人数、審議会条例第6条の規定に基づき、本審議会の成立について報告（略）

※事務局紹介（略）

2 (1) 尾鷲市都市公園の整備について

※事務局より資料に基づき説明（略）

五十石会長：ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いします。

内山委員：本日の審議会は、説明、意見交換ということでよろしいのでしょうか。

五十石会長：説明を受け、意見交換ということで。

内山委員：次回のほうで、審議の決定ということになるのですか。

五十石会長：そのとおりで、市長に答申する形となります。

内山委員：私も初めてスケジュールを見ましたが、これはあくまで行政側のものであって都市計画決定の手続きにおいては少し違うと思うところがあります。都市決定のきちんとした手続き、スケジュールをもう少しわかりやすく、しっかりと説明いただいてよろしいですか。

事務局(建設課長)：都市計画決定のフローということで簡単にご説明させていただきます。現在、原案のほうを作成しており、スケジュールでいうと10月上旬くらいのところから赤丸がございます。この原案の作成後、市民への説明会、公聴会等を開催後、県との事前協議となります。これがスケジュールでいうと1月になります。この事前協議完了後、案となりまして、案に基づき、パブリックコメントを15日間行います。このパブリックコメントの内容を受けた後に、都市計画審議会において審議いただき、この都市計画決定のエリアを定めることとなっております。その後、都市計画審議会の決定を受けて、再度、県と本協議に入らせていただき、県の承認を得た後に告示・縦覧という手続きとなっております。

内山委員：すみません。私も勉強を行ってきましたが、私のなかでは、原案、素案、案と3段階踏むという認識があります。原案、素案どちらが先かわかりませんが都市決定は色々な手続きがあり時間が掛かると思っています。今回の資料を見て原案があるのであれば公聴会が先ではないかと思うのと、市民懇談会での説明と言っていますが、公聴会と懇談会は少し違うように思うので当てはまらないと思います。その辺は会長どうでしょうか。

五十石会長：事務局から今の意見に対し回答願います。

事務局(建設課長)：住民への周知ということで、先程説明させていただいたとおり、11

月 1 日から 11 日の間、市長、副市長をはじめ、関係課職員が出まして尾鷲市 14 地域で説明をさせていただいております。これにつきまして法的に問題なく、支障ないという確認はさせていただいております。ただ、市民に対する丁寧な説明が必要であるということで、私たちが判明いたしまして 12 月には公聴会を開催したいと考えております。

内山委員：懇談会のなかの説明で問題はないと言いますが、都市計画の手続きのなかでは、きちんとしなければいけないと思います。懇談会と説明会を一緒にしてほしいというのが 1 点。そして原案、素案とあるが、ここは 2 つしかない。原案を作りながら公聴会を開催し、そこからです。そして、県と事前協議し、素案を縦覧し、案をつくり公告・縦覧と。そしてまとめ、都市計画審議会に上がってくる。それが普通というか、きちんとした都市計画決定の流れだと思いますけど、このスケジュールを見るとあっちに行ったり、こっちに行ったり。何か手続きが違うのですが、事務局が簡単にされていませんか。

事務局(建設課長)：これは手続きのフロー図に基づき、県の指導を仰ぎながら私たちも進めてきております。手続き上、何かを省略等はありません。

内山委員：それならすみませんが、懇談会と説明会が色々なところでゴチャ混ぜになった印象があるのですが、きちんと 1 つ 1 つ行ってほしいと思います。この案を持ってくる前に、全部行ってほしいと思いますので、その点は重要な事項だと思って行ってほしいと思います。

五十石会長：公聴会の前に、説明会を持ってほしいということによろしいですか。

内山委員：はい。

事務局(建設課長)：先程も説明させていただきましたが、市民懇談会によって 14 地域での本事業の説明は周知されたと理解しております。それで法的にも確認はしております。ただ、やはり公聴会を開いたなかで、もう一度、丁寧な説明をするべきだということで判断いたしましたので 12 月に再度開くというようにさせていただきたいと思っております。

内山委員：ここで、市民説明会等の問題をどうするのかというのがあるのですが、やはりもう少し市民に対し、丁寧に期間をもって 1 つ 1 つの項目について説明するのが都市決定についてはすごく重要なことであると思っています。その認識の違いをどういうふうに執行部と折り合いをつけるのかという問題なのですが。その点で皆様はどう思われるのでしょうか。

南委員：(自己紹介・あいさつ(略)、会長に対し出席の御礼を言われる(略))

先程、委員会の副委員長を務める内山委員より、都市計画に係る公聴会、フロー、手続き等について質問がありましたが、自分も同じ気持ちであります。本来、都市計画の手続き上と言えますと原案の作成後、速やかに説明会、公聴会等を開くのが本来の流れの筋であろうと理解しております。先程、執行部のほうから市民懇談会で説明を行い十分理解を得たというお話がありましたが、その件について、昨日、市長が地元新聞に載っておりました。賛成、反対は抜きにしても私の感覚と随分違うと強く感じておりますし、はっきり申しますと説明会の席では大半の理解は得られたとは私は判断していないのが現実であります。しかし、幸い執行部のほうから遅くはなりましたが公聴会を開いていただけるということで、フロー図のなかにもございますので、審議会として、公聴会にて住民の合意形成を取っていただけるよう最大の努力をしていただいて、審議会の場で報告いただき、市長の諮問に応じて、答申するのが本来の筋ではないかと思っております。50歩譲り、一応、公聴会を開いていただけるということでそれは譲歩いたしたいと思っております。

ただ、公聴会は行政手続法により行うのが筋だと今も思っております。利害関係者の同意。今回は野球関係者がこれにあたると思いますが、その辺も報告いただきたいのと、土地所有者が中部電力ということで、市民と土地所有者のやり取りがない訳なのですが、本来、都市計画決定にあたっては土地の問題もあり、借りるのか、買うのか、そういった問題も十分審議したうえで都市計画決定に参加いたしたいと考えております。今の事項に対し事務局のほうから説明が可能であれば説明いただきたいと思っております。

事務局(建設課長)：まず、公聴会における利害関係人なのですが尾鷲市民全体というふうに考えております。土地所有者の件につきましては、中電側と打合せ協議中となっております、借りる方向で検討をさせていただいております。

三鬼委員：先程、南委員長からも発言がございましたが、議会としましても反対する請願が出ておまして、私は微妙な立場と言いますか、その採決に関われませんので確認という形でお聞きしますが、先程、土地を借りるということでお話がありましたが、借りた土地を都市公園化というのは問題ないのでしょうか。

事務局(建設課長)：きちんとした契約等結んでいれば支障ございません。

三鬼委員：もう1点、今、図面等作成し作業を進めていると思いますが審議委員の皆様はこの場所を知っているのでしょうか。審議会としても現地確認はしたうえで確認を取っていくというのは大事なことだと思います。会長はどのような所見を持っていますか。

五十石会長：やはり、現地を確認するのがベストです。ただ、なかなか足を運べない方もいると思いますので、写真、今までの過去の例等そういったところからしか判断できないことでもあります。本来は見に行ったほうがよいという考えです。

事務局(建設課長)：三鬼委員の言われるとおり、皆様には来年になりますが審議いただく前に、現地視察をできればしていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

三鬼委員：先程、南委員からも申し上げたとおり、公聴会のほうはしっかりやっていたきたいと思いますのでよろしくお願いします。

五十石会長：今、スケジュールを見ると11月の末までできております。それ以前のことをどうこう言っても仕方がないので、これからどうするかということに対して、意見、質問がありましたらよろしくお願いします。

南委員：当然過去に戻り議論するつもりはございません。今日、審議会に召集され、説明を聞いたということですので。私が1番大事にしていきたいと思うのは公聴会を開いていただけるということですので、しっかり市民に周知をしていただいて、たくさんの方に来ていただいて、ご理解を賜っていただく最大の努力はしていただきたいと思います。公聴会ではしっかりと説明を行っていただきたいと強く要望させていただきます。以上です。

五十石会長：他にご質問、ご意見はございませんか。

塩津委員：難しい話をしているところに申し訳ございませんが、私はこの郵送されてきた書類を見たときに国市浜公園と名前が出ておりましたので、すごく懐かしい感じがいたしました。私たちが子供の頃に泳いだ国市浜が公園の名前になるということと、それによいなと思ったことと、それで少し危惧するのが9ページの築山なのですが、10mで標高が14mとなっておりますが、これでよいのかなと。それが少し危惧するところでは。

事務局(建設課長)：国のほうが最大津波のシミュレーションを行っておりまして、尾鷲湾では最大で11mという結果が出ております。そのなかで現地盤の高さが4mでございますので、そこから10mを盛って14mという築山にしたいと考えております。津波はシミュレーションでは11mのところまでしかこないというふうに考えておりますので、シミュレーションからは多少余裕があるのではないかと考えております。

塩津委員：それから、今避難タワーというのはあまり他所も作っておらず、ドーム型と
いうか上にあるものがある避難塔のほうがよいという話も聞いたりしますが、あく
まで避難する場所としての築山であれば、上に何かするような計画は。ただ広場と
して高さだけをしているのではないかと思いましたが。そういう計画はないので
すか。

事務局(建設課長)：築山につきましては1,000名の方が避難できるように1,000㎡で作
りたいと思っております。ただ、それを広場だけではなく、やはり側溝なり、照明
灯、東屋等も今後、詳細設計のなかで考えていきたいと思っております。

内山委員：何度もすみません。今、中電の土地を借りる方向ということで素朴な疑問な
のですが、きちんと借りるという契約を結んだあとでも、この都市決定というのは
遅くはないと思うのですが、その点はどうですか。

事務局(建設課長)：中電側と話が進めておりまして、話が進んでいるのであれば契約後
に決定ということでもかまわないということです。

内山委員：それは中電側の意向なのですか。それでよいのですか。

事務局(建設課長)：この都市計画決定を打つ手続き上の話なのですが、契約を内諾して
いる状況であれば、大丈夫であるというふうに聞いております。

内山委員：ということは契約、決定という方向ということですね。

事務局(政策調整課長)：中部電力とは常々、この土地の活用ということでSEAモデル協
議会のなかで検討させていただいておりまして、今、建設課長が説明したように、こ
の都市公園整備にあたっては中部電力として土地を貸与いただくということはお約
束いただいております。その契約の時期が、都市計画決定の後にすべきということ
も含めて、中部電力社内において順序を検討いただいている状況でございまして、
今、ご説明したとおり確約はいただいておりますので、都市計画審議会を進めてい
ただいているというのが現状となっております。

内山委員：ここで細かい話をするつもりはありませんが、棧橋の問題もありますよね。
棧橋をどうするのかということもまだ決まっていないと思いますが、撤去となった
場合に、そこを都市計画として位置付け、撤去に莫大な費用、場所を必要とするの
に。そういう色んなことを考えると中電側がそれをどうなのかと疑問もあります。
ただ、そういう具体的なことが決まっていないのに契約の方向に行くのかなとい
うのが私の疑問なのですが。その部分についてはどうでしょうか。

事務局(政策調整課長) : SEA モデル協議会での案件ですので、この場で言うということがよいのかは置かせていただいて、釣り栈橋につきましては、これまでも議会や市民の皆様にご説明させていただいているように、現在協議中の案件でございまして結論は出ておりません。中部電力から揚油栈橋を釣り栈橋に活用してはどうかという提案を受けて双方で、尾鷲市が所有する前提での双方の条件を今、詰めているところでございますが、合意に至っていないというのが現状であります。今のところは撤去を前提としたお話ではなく、どう活用するかということが協議中ということでご理解いただきたいと思います。

三鬼委員 : 執行部からシーバースを完全に外すとなったときに、この都市公園化することに差し支えないのかということの説明いただいたほうがわかりやすいのではないですか。

事務局(政策調整課長) : そこまでご発言を求められれば、今のところ私たちは協議の内容のなかでは、この土地を他の土地に使用する可能性があるので、今後の都市計画決定に影響があるというふうには中部電力からは聞いておりませんので、仮に釣り栈橋が解体することとなっても、この土地は仮設置場等そういうふうにはならないと理解しております。

三鬼委員 : 先程、塩津委員から築山についても、想定ですので心配するご意見がありましたので、できるだけ現地を見たくてシミュレーション的にも一理あるのかどうか審議委員として確認しなくてはいけないと思います。できるだけ早い時期に視察するようお願いいたします。

事務局(建設課長) : わかりました。

南委員 : すみません。聞き忘れた点がございまして、公聴会の日程はいつ予定されますか。

事務局(建設課長) : 議会終了後で考えておりますので 12 月 15 日以降で速やかな時期で開催したいと思っております。

南委員 : 関わってくる問題なのですが、先程、議長のほうからお話があったとおりの反対の請願が議会に上がってきているのは事実で、今回の議会で採択、不採択、継続かという決定をしなくてはならないということで 15 日に決定ということで。できれば議会側から言うと公聴会はその前に開いていただいて、ある程度の意見集約ができれば参考にして、議会としても自信を持って判断できると思います。時間的に難し

いとは思いますが、議会が請願を受理した以上、判断を示さなければならないというのと、また都市計画の審議委員としてという立場が2つあり、私個人としてはまだ言いたいことはありますが、この場では相応しくないといい、標準的な意見を言っていますが、できればやはり公聴会はなるべく早く開いていただいて自信を持って結論を出すのに参画したいというのが本当の議員としての本音であって、審議会委員としての本音もそこにありますので、よろしく願いいたします。

五十石会長：今のようなお願いがございましたので、できるだけ考慮できればしてほしいと思っております。

事務局(建設課長)：市長、副市長を含め相談させてください。

内山委員：液状化等そういう問題もあるというのがその土地なのですが、土質の資料提供を。この審議会のほうに決定までに出してほしいというのが1点と、SEAモデルの基礎調査結果もまだ出ていないと思うので、そういうデータを資料提出いただきたいと思っておりますがよろしいですか。中電のほうは埋立地なので定期的に土質調査等行っていると思っております。そして、そういうことも懸念されることから市が決定前に調査を行うのが今の基礎調査だと思うのですが。私の勘違いですか。

事務局(政策調整課長)：3年に渡り中部電力と協議を進めております。中部電力は60数年に渡りここで事業を行ってきており、相当な管理を行ってきていると思っておりますが、液状化の調査を毎年行っている等聞いたことはございません。過去に埋立て等関わってきた方に聞いたことはございますが、こういう調査をしている等確認していることはございませんので、確認する必要はあるのかもしれませんが、それをこの審議会に出すことができるのか、中部電力側の考えもあると思っておりますので、一度確認させていただきます。

内山委員：SEAモデル基礎調査では土壌のそこまでの資料はないですね。1,630万だったかな。その調査のなかには入っていないということだったと。

事務局(建設課長)：現在進めている基本計画作成業務のほうには、入っておりません。

内山委員：今後に行うのですか。今後の業務のほうで。12,000万円だったかな。

事務局(建設課長)：そうです。やはり構造物の構造計算、安定計算が必要となってきますので、そのときに土質調査を行います。

土井委員：私の認識を確認させていただきたいが、先程、南議員のほうから議員として

の立場等お話がありました。私は観光物産協会の理事長だからという話ですかね。個として土井弘人でよいのですかね。それによって意見が変わってきますので。

三鬼委員・南委員：(両委員より、土井委員に対し、個としての考えを述べていただいて差し支えない旨をご説明いただく(略))

土井委員：まず公園整備のなかで、細かい話になってしまうので、これは今話すことなのかというのはあるのですが、遊具等云々という説明がたくさん出てきましたが、尾鷲は雨が多い地域というのが一番にありまして雨天で、レクリエーション等が全然できない。できればそういうなかで屋根付きの広場みたいなものがあれば一番本当はよいのですが、そういったものが全然ないということで、是非ともそれは検討していただきたいというのが1点。先程から野球場の話がありますが、個人的に野球場はあまりよろしくないと思っていますが、野球場ができた場合、作る場合にどういったものを想定しているのかというのが今一つ市民に伝わっていないと思います。今の市営野球場がありますが、ああいうものになるのか、どうなのか。図面等書いてありますが、わかりづらいので、どういうものができるのかというのをもう少し詳しく教えていただきたいのですが。以上2点です。

事務局(建設課長)：屋根付きの広場の件はまた検討させてください。もう1つ野球場の件ですが、図面では確かにイメージしにくいと思いますが、資料の8ページを見ていただいて外野のところは天然芝で、ホームベースからセンターまでが122mでライト、レフトの両翼が100m、両方にベンチと公式戦ができるような野球場ということで熊野市の山崎公園の野球場の少しレベルが下がったもの。すみません。今ある野球場を少し大きくしたものということでご理解をお願いします。

土井委員：ナイター設備等は。

事務局(建設課長)：ナイター設備はございません。

三鬼委員：1点確認をしたいのですが、公式野球場ということでプロ、セミプロでも使えるようになるということは、反面、一般の方はほとんど使えない野球場だと思います。熊野市は第2球場、山のうえに作った野球場があってその周りを全てフェンスで囲っています。普段は多分一般の方は全然使えないと思います。そのために横にキッズ用の多目的広場を作るということもあると思いますが、野球場に関してはそういった意味では野球の普及とか東紀州全体で野球を行っていくという形であれば問題はないと思いますが、できてからこうではなかったということもございますので、公聴会では具体的にどういった野球場がというのを示していただければと思います。

事務局(政策調整課長)：現在、市営野球場がございますが、そのサイズがセンターに 122 m、両翼 100mと公式のサイズとなることを 1 つの基準としてご理解いただきたいと思ひますし、今、委員が言われましたが多くの方に使っていただくことを前提とした施設ですので公式サイズとはなりますが、公式の試合もできますが、普段は少年野球から地域の皆様にご活用いただくような、多くの方が活用できる施設を目指しておりますので、その辺も詳しくご説明したいと思っております。

内山委員：この 9.9ha というのがあると思ひますが、凄く中途半端なのですが 10ha では駄目なのですか。

事務局(建設課長)：6 ページをご覧いただきたいのですが都市計画決定をするエリアとして確定測量を必要な面積を巻かせていただきました。それが 9.9ha ということであります。必要な面積がたまたま約 9.9ha ということでご理解をお願いします。

内山委員：10ha になったら県になるというようなことは。

事務局(建設課長)：それはございません。

五十石会長：個人的に 1 つよろしいですか。この野球場等を運営していくうえで管理棟はないのですか。

事務局(建設課長)：管理棟につきましては、今後全体的な敷地の計画がございしますのでそのなかで管理棟も含め検討していきたいと思っております。

内山委員：キッズパークのこともありますが、まず、1 点として遊具等色々なものを置くと思ひますが、市が行った場合に事故があった場合も考えられますよね。それともう 1 点は高圧線、変電所の近くということで電磁波の害がある、ない等議会でも少しあるのですが、有無の結論は別として、そういう工業施設の跡に公園、遊具を置くということに対して問題点があるように思ひます。なので、公聴会ではそういったことも含めて責任問題も出てくると思ひますので説明してもらいたいのと、多目的広場について前に議会に出されたときには芝生の問題もありましたよね。ランニングコストもまだ出してもらっていないですよ。色々な細かいことを公聴会で全て説明してもらったほうが市民の方もよくわかると思ひます。ただ、作ってこうですよと言われても、その後どういふふう継続していくのですか等、細かいところがないと市民の方はわからないと思ひます。野球場、築山、キッズパークもそうですけど細かいところ、ランニングコストも説明いただきたいと思ひますので、そこはよろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局(政策調整課長)：変電施設横のキッズパークの責任問題は市が公共事業として管理する以上、どのようなものを作っても管理責任は発生しますので、そういうことが起きないように対策し、管理していくということしかないと思います。先程、電磁波のことも言われましたが、何をもって電磁波の影響があると言われていたのかは横に置いて、私たちは中部電力からそういった説明も受けておりますし、その辺は市民の皆様には説明するからには安全・安心な施設であるということは説明させていただきたいと思っております。今回の事業は6~7年かけて行う事業となっておりますが、事業が完了した後は維持管理というのが付いて回ります。来年、詳細設計を実施しないと何を管理していくのか定まっていけないのも事実ですが、例えば芝生の管理ですと現在市営野球場を管理している状態からどれぐらいのコストが考えられるのか参考にしながら現時点で説明できる範囲のことは、ご説明させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

野田副会長：この計画が令和9年度までということで結構長いスパンがあると思うのですが、ここで決めてからキッズパーク、多目的広場の整備は後になりますよね。世の中の情勢というのはインフレ等、一定ではないと思います。これを一旦決めてしまったら、これは最後までやり通すというのが決まりになってしまうのですか。途中で変わるということはないのでしょうか。

事務局(建設課長)：基本的にはこれが承認されれば、また県への事業認可を受けられればこの計画をもって進めていきたいと考えております。

野田副会長：もう1点なのですが、SEAモデル協議会に商工会議所も入っておりますが協議会のなかで色々協議はしていただいていると思いますが、このサービスの部分を市が受け持つということで、企業誘致であるとか経済活動などを商工会議所が担っていくということで進んでいく訳なのですが、今回出された公園のエリア以外にもかなり残っていると思います。1つ聞いたところによるとこの発電所跡構内が全てサービスエリアになってしまうのではないかと心配しておりますので、この空いた部分は今後、経済活動、企業誘致等に海に面しており1番向いていると思っておりますので、これを少し自由に空いたところを使えるようにしていただけたらと。この会議とは関係ないかもしれませんが、その辺は執行部ではどのようなになっておりますか。

事務局(政策調整課長)：SEAモデル協議会で絶えず議論していることですので現状の考えをご説明申し上げます。今回ご協議させていただいております都市公園エリア以外のエリアに関して、どう活用するのかというのは元々、SEAモデルのランドデザインを設定したときから、この地域でこういうことを行いたいというゾーニングと

というのがございまして、主にこの発電所エリアは集客交流に資するものを行うのが基本でございますが、現在、色々な企業の皆様からお声掛けいただいておりますので SEA モデル協議会で協議のうえ、どのような場所でどのようなことをしていくのかということは絶えず検討しておりますので、その辺は協議会のなかで決まっていくことであると理解しておりますのでよろしくお願いします。

野田副会長：ある程度流動的というふうに理解してよろしい訳ですね。

事務局(政策調整課長)：そうですね。確かに今回もスポーツ振興ゾーンのことも含めて進めさせていただいて、これも1つのきっかけにその次に何があるべきというのは当初のゾーニングよりはマイナーチェンジといいますか、変わっていくことも協議会のなかで議論されるべきことですので、それは協議会のなかで決めていきたいと思っております。

五十石会長：本日は説明を受けるということですがけれども、積極的なご質問、ご意見ありがとうございます。他にご意見等がなければ事項書の3 その他に移りたいと思いますが、何かご意見がございましたら今しかありませんので。

南委員：同じことを繰り返し言いますが、公聴会の日にはできる限り早く進めていただきたいのと、公聴会については十分な説明責任を果たしていただいて市民の合意形成を取っていただけるよう最大の努力をしていただいて、審議会の場に私も臨みたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

五十石会長：ありがとうございます。事務局よろしくお願いします。他にご意見等がございますか。

3 その他

五十石会長：3 その他について、何かございますか。ご要望でもかまいません。

内山委員：今回の審議会はホームページのほうでも情報公開はされるのですか。

事務局(係長)：開催日程等は今までホームページ等で公表しておりましたが内容的に公表できるのはまた持ち帰り精査し、また報告させていただきたいと思えます。

内山委員：市民の方は色んなところで情報を見たいと言う方もおりますので、別に秘密にするような会でもないと思えますので、情報公開いただきたいと思えます。そう

いう努力をしてください。よろしくお願いします。

マスタープランの場合はこの会の下で何回か会が開催されましたよね。今回のこの都市計画決定については下がらないので、この審議会のなかに公募して入ることも必要ではないかと思います。規定というか中身を見てみると市民団体というか市民まちづくりの会、任意団体ですけれどもそういう方たちと一緒に協力して行っていくというのが国の基準というか、そういうところのなかにあります。今回の決定については公募とか任意団体の代表の方も入ってもらったほうがより深く意見交換でき、よいものができるように思いますが、その点は考慮してもらえないですか。

事務局(係長)：マスタープランについては今まで、区長、自治会長、また役員の方々等来られる方を呼んで色々話を聞きながら会議を開催し、あの様にまとめた訳ですが、今後また改定されるときにはそのようなことも含めて、また検討させていただきます。

事務局(建設課長)：今回、この審議委員に市民代表の方もおられます。なので、このメンバーでの審議ということでお願いします。

塩津委員：もちろん市民の意見を聞くのは当たり前なのですが、この12月に公聴会を早くしろというお話もございましたが、どのぐらいの方が集まっていたかでしょうね。この前の市民懇談会もそれ程の人は集まっていなくて。もし徴集をかけるのであれば色々な団体に声を掛けて1人でも多くの人に集まっていたら色々なご意見を聞いていただきたいと思います。そうでなければこんなことを言って失礼なのですが反対するような意見を言う人ばかり集めてもどうしようもありません。やはり色々な意見を聞くという公聴会にしていきたいと思いますので、どちらのほうに声を掛けるかは事務局のほうにお任せしたいと思います。私はもちろん出かけようと思っていますが、色々な方の意見を聞いていただきたい。それが私の意見です。お願いいたします。

事務局(建設課長)：ありがとうございます。広く市民の皆様に周知できるよう努めたいと思っております。

五十石会長：どうすれば市民の意見を吸い上げることができるのか。模索してほしいと思います。

※会長、事務局より、閉会あいさつ(略)

以上